大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例に規定するあっせん等に関する要領

参考資料３

（目的）

第１条　この要領は、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成28年３月29日大阪府条例第３号。以下「条例」という。）に規定するあっせん、勧告及び公表に関する事務について、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則（平成28年３月30日大阪府規則第77号。以下「規則」という。）第９条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（あっせんの求め）

第２条　障がい者等が条例第９条第1項の規定によりあっせんを求めるにあたって、規則第３条で定める知事に提出する書面の様式は、別紙様式第1号のとおりとする。

２　あっせんの求めが規則第３条ただし書きに該当する場合は、広域支援相談員が別紙様式第１号に掲げる事項について聞き取りを行う。

（条例第10条第２項で定めるその他あっせんを行うことが適当でないと認めるとき）

第３条　条例第10条第２項で定めるその他あっせんを行うことが適当でないと認めるときとは、次の各号に掲げる場合とする。

(1)　障がいを理由とする不当な差別的取扱いであるとされている行為が、次のいずれかに該当する場合

ア　裁判所で係争中の事案又は判決により既に権利関係が確定している事案に関するもの

イ 再申立てであるもの

(2)　求めるあっせんの内容が次に該当する場合

　　障がいを理由とする不当な差別的取扱いを行ったとされる者に対する損害賠償請求が内容であるもの

(3)　その他

大阪府障がい者差別解消協議会の会長があっせんを行うことが適当でないと判断した場合

（あっせんの開始等）

第４条　規則第４条第１項で定めるあっせんの開始にかかる通知について、申立人に対しては別紙様式第２号によることとし、被申立人に対しては別紙様式第３号によることとする。

２　規則第４条第２項で定めるあっせんを行うことが適当でないと認めたときにかかる通知については、別紙様式第４号によるものとする。

（あっせん案の提示）

第５条　規則第５条で定めるあっせん案の提示にかかる書面は、別紙様式第５号によることとする。

（あっせん合意書の送付）

第６条　条例第10条第４項に基づき提示したあっせん案を当事者間で合意した場合は、別紙様式第６号を双方に通知するものとする。

（条例第10条第５項第２号に定めるあっせんによっては紛争事案の解決が見込めないと認めるとき）

第７条　条例第10条第５項第２号に定めるあっせんによっては紛争事案の解決が見込めないと認めるときとは、当事者間の意見の隔たりが大きく、当事者間で意見が一致しないため、あっせんの手続きの進行に支障があると認めるときとする。

（あっせんの終了）

第８条　規則第６条で定めるあっせんが終了したときの通知は、別紙様式第７号によることとする。

（あっせん申立ての取下げ）

第９条　あっせんを申立てた者は、いつでもその申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

２　前項の申立ての取下げは、別紙様式第８号によるあっせん申立取下げ書を知事に提出して行うものとする。

３　知事は、前項の取下げ書の提出があったときは、速やかに被申立人に対しその旨を別紙様式第９号により通知するものとする。

（勧告）

第10条　規則第７条に定める勧告にかかる書面は、別紙様式第10号によることとする。

（公表）

第11条　条例第12条第２項に定める通知は、別紙様式第11号によることとする。

（雑則）

第12条　この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は，平成２９年１２月２２ 日から施行する。

様式第１号

年　　月　　日

# あっせん申立書

大 阪 府 知 事　　 様

申立人 住所

氏名　　　　　　　　 　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 連絡先（電話番号）

　大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第９条第１項の規定に基づき、下記のとおりあっせんを申立てます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法第８条第１項の規定に違反する取扱いを受けた(疑いも含む)障がい者等 | 住所 |  |
| 氏名  （障がい者以外の者の場合は、その関係についても記載すること） | （当該障がい者との関係　　　　　　　　　　　） |
| 連絡先 |  |
| 被申立人（法第８条第１項の規定に違反する取扱いをした(疑いを含む)事業者） | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 連絡先 |  |
| 対象事案の概要 |  | |
| 求めるあっせんの内容 |  | |
| その他参考となる事項 |  | |

（注１）申立人氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

（注２）法第８条第１項の規定に違反する取扱い(不当な差別的取扱い)をした事業者が法人その他の団体である場合は、氏名欄には名称及び代表者の氏名を住所欄には主たる事務所又は事業所所在地を記載してください。

（注３）「対象事案の概要」及び「求めるあっせんの内容」について、記入する欄が不足する場合は別紙（様式問わず）に記載の上、提出してください。

様式第２号

障企第号

障企第号　　 年月日

　申立人　　　　　　　様

大　阪　府　知　事

あっせん開始通知書

　あなたから　　　　　年　　　月　　日付け申立てがあったあなたと　　　　　　との間の紛争のあっせんについて、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第10条第２項の規定により、下記のとおり開始することとしたので、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則第４条第１項の規定に基づき、通知します。

記

１　事案番号

２　あっせん実施者　大阪府障がい者差別解消協議会　合議体

様式第３号

障企第号

障企第号　　　　　　年月日

　被申立人　　　　　　　様

大　阪　府　知　事

あっせん開始通知書

　申立人　　　　　　から　　　　年　　月　　日付け申立てがあったあなたとの間の紛争のあっせんについて、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第10条第２項の規定により、下記のとおり開始することとしたので、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則第４条第1項の規定に基づき、通知します。

記

１　事案番号

２　あっせん実施者　大阪府障がい者差別解消協議会　合議体

３　あっせん申立ての概要

４　留意事項

　（１）大阪府障がい者差別解消協議会合議体によるあっせんとは、当合議体が紛争当事者の間に入り、当事者間の話し合いによる解決を促進するものです。あっせんの期日等具体的な手続については、追ってお知らせします。

　（２）あっせんの手続に参加する意思がない旨が表明された場合には、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないものとして、あっせんの手続を打ち切ることとなりますので、当合議体によるあっせんを望まない場合には、　　　　年　　月　　日までにその旨を当合議体あて通知してください。

　　　　なお、あっせんの手続は、参加が強制されるものでありません。

　（３）この他、あっせん申立てに関する事案の解決に向け、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例に定めるところにより、取扱います。

様式第４号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　 　　　障企第号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　　 　年月日

　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 大　阪　府　知　事

通　知　書

あなたから　　　　年　　月　　日付け申立てのあったあなたと　　　　　　との間の紛争のあっせんについては、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第10条第２項の規定により、下記の理由によりあっせんを行うことが適当ではないと認められますので、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則第４条第２項の規定に基づき通知します。

記

１　事案番号

２　理　　由

様式第５号

　　　　　　　　　　　　 　 　合議第 号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年月日

申立人

様（各通）

被申立人

大阪府障がい者差別解消協議会合議体の長

　　　　　年　　月　　日付け障企第　　　号により大阪府知事があっせん開始を通知した紛争事案について、下記のとおりあっせん（案）を提示します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　１　事案番号

　２　あっせん案の内容

　３　受諾を求める理由

　４　諾否の応答すべき期限及びその方法

　５　その他

様式第６号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 合議第 号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年月日

申立人

様（各通）

被申立人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 大阪府障がい者差別解消協議会合議体の長

　　　年　　月　　日付け合議第　　　号で提示したあっせん（案）について、下記のとおり合意内容を通知します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　事案番号

２　合意内容

様式第７号

障企第号

年月日

申立人

様（各通）

被申立人

　　　　 大　阪　府　知　事

　　　　　　　　　　　　　　　 　あっせん終了通知書

年　　月　　日付け障企第　　　　号で通知した案件については、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第10条第５項の規定に基づき、下記の理由により終了することとしましたので、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則第６条の規定に基づき通知します。

　　　　記

１　事案番号

２　理　　由

（理由記載例）

　・あっせんにより紛争事案が解決したため

　　・紛争事案の解決の見込みがないと認められたため

様式第８号

障企第号　　年月日

大 阪 府 知 事 様

　　　 申立人　住所

氏名 　　 印

連絡先（電話番号）

　　　あっせん申立取下げ書

# 年　　月　　日付けで求めた下記あっせんの申立てを取下げます。

# 記

１　事案番号

２　被申立人

様式第９号

　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　障企第　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　　　　　年月日

被申立人　　　　　　　　　様

大　阪　府　知　事

年　　月　　日付け障企第　　　号により通知したあっせん開始に係る事案について、申立人より　　年　　月　　日付けであっせんの申立てが取り下げられましたので通知します。

様式第10号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　　 障企第　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　　　　　年月日

勧　告　書

　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 大 阪 府 知 事

# 年　　月　　日付け障企第　　　　号によりあっせん開始した事案に関して、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第11条第２項の規定により下記内容を受諾されるよう勧告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 当該勧告の求めに係る者の氏名及び住所 | 氏名 |  | |
| 住所 |  | |
| 当該勧告の内容及び当該勧告に従うべきことを求める理由 |  | | |
| 当該勧告に従う旨又は従わない旨の意思の表明をすべき期限及びその方法 | 期　限 | | 年　　月　　日まで |
| 方　法 | | （例：来庁、郵送、その他） |
| 参考となる事項 |  | | |

様式第11号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　障企第号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　　　　年月日

　　　　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 大 阪 府 知 事

大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例第12条第１項に規定する公表及び同条第２項に規定する意見の聴取について（通知）

　　　年　　月　　日付け障企第　　　　号で勧告を行った事案について、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（以下「条例」という。）第12条第１項の規定により、その旨を公表する予定としております。

　つきましては、条例第12条第２項の規定に基づき、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、下記のとおり意見聴取を実施します。

記

１　あっせん内容

２　勧告内容

３　意見の聴取日及び　　　　 　　年　　月　　日

　 資料提出日

４　意見聴取の場所